

第1章 基本理念と方針、計画の概要

1. これまでの経過

本市では、平成24年3月に策定した第1次佐賀市文化振興基本計画と平成29年3月に策定した第2次佐賀市文化振興基本計画を踏まえ、令和3年3月に第3次佐賀市文化振興基本計画を策定し、文化施策を推進してきました。令和7年度は第3次計画の最終年度となることから、これまでの成果や課題を踏まえるとともに、上位計画との整合性を図りながら、引き続き文化施策を推進するための指針として、第4次佐賀市文化振興基本計画を策定するものです。

2. 基本理念

本市には、佐賀市文化会館や東与賀文化ホールをはじめとする多様な文化施設があり、そこでは、多くの市民が多様な文化芸術の鑑賞・活動を行っています。

また、佐賀市文化連盟をはじめ、市民文化団体や個人などによるそれぞれの活動を通じて、次世代への発展的継承が期待されており、市民が積極的に文化芸術活動に関わることができるような基盤づくりも進められてきました。

代表的な歴史遺産には、日本最古の湿地性貝塚を擁する縄文時代の集落遺跡「東名(ひがしみょう)遺跡」をはじめ、城下町佐賀を潤してきた江戸時代の利水施設「石井(いしい)樋(び)」、佐賀藩主鍋島氏の居城であった「佐賀城跡」、幕末・明治に活躍した佐賀の先人にゆかりのある史跡、そしてわが国の近代化のさきがけとなった「築地(ついで)反射炉跡」や「三重津海軍所跡」をはじめとする幕末佐賀藩の近代化産業遺産などがあります。

また、無形の文化遺産として、佐賀市独特の「浮立」や九州唯一の「田楽」などの民俗文化財が多数継承されています。このほか、「徐福」や「鑑真」のような言い伝えや伝説といった伝承遺産や「葉隠」に求められる精神文化は、佐賀の歴史文化の奥行きを更に深いものにしています。

これらの文化資源を受け継ぎ、また、文化に触れ、創作活動を行うことで、豊かな人間性や感性、創造力を育み、そして、この活動を楽しみながら、地域文化として後世に伝えていくことができるよう、「佐賀市文化振興基本計画」の基本理念を次のように掲げます。

資料3 基本理念について を参照

3. 基本目標

基本理念である「〇〇 〇〇」を実現していくため、また、後の章で分析する、佐賀市における文化振興の課題を解決するため、基本目標を設定します。

事務局案

- 基本目標1 次代を担う人づくり
- 基本目標2 文化芸術活動を発展させるためのしくみづくり
- 基本目標3 文化財の保存と活用、観光資源との連携による地域づくり
- 基本目標4 地域の個性を大切にする、文化のまちづくり

文化の振興を図るには、次世代の育成や子どもの文化芸術活動の充実が必要です。そのため、文化芸術活動を推進し、家庭や社会において、文化芸術に触れ、学ぶことができる機会の創出を進めます。また、市民によるさまざまな文化芸術活動を支援し、誰もがいきいきと文化芸術活動を行うことで、文化を通じた人づくりを進めます。

さらには、自然や歴史、民俗文化など地域に根差した資源を保存、継承し、魅力ある文化のまちづくりへの活用を進めます。そして、文化活動による地域活性化をめざします。また、身近なところで多様な文化芸術に触れることができる環境を整備し、個性あふれる文化のまちづくりを進めます。

4. 対象となる文化の範囲

本計画では、文化芸術基本法に例示されているものを参考に、以下の表に示したものとします。

文化財等	有形、無形、民族、記念物、文化的景観、建造物、伝統的建造物群
地域における伝統文化	地域固有の伝統芸能及び民俗芸能
芸術	文学、音楽、美術、工芸、デザイン、写真、演劇、舞踊などの芸術
メディア芸能	映画、漫画、アニメーション及びコンピュータなどの電子機器等を利用した芸術
伝統芸能	能楽、雅楽、文学、歌舞伎、組踊などの我が国古来の伝統的な芸術
芸能	講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱などの芸能
生活文化	茶道、華道、書道、食文化などの生活に係る文化
国民娯楽及び出版物等	囲碁、将棋などの国民的娯楽、出版物、レコードなど

5. 計画の構成

基本理念

基本目標（事務局案）

事業方針（第3次計画のもの+第1回策定
委員会で出た意見）

1. 次代を担う人づくり

- ・子どもたちの豊かな感性の育成
- ・文化振興の担い手の育成
- ・誰もが文化に親しめる機会の提供
- ・国際交流と多文化理解の推進
- ・子どもたちの親もターゲットに

2. 文化芸術活動を発展させるためのしくみづくり

- ・文化振興財団との連携
- ・文化団体、NPO、ボランティアなどへの支援
- ・文化を伝える、支える人への支援
- ・DXやICTなど最先端技術の活用

3. 文化財の保存と活用、観光資源との連携による地域づくり

- ・地域における伝統文化の継承支援
- ・歴史遺産の保存と活用
- ・俯瞰的な視点による地域の連携

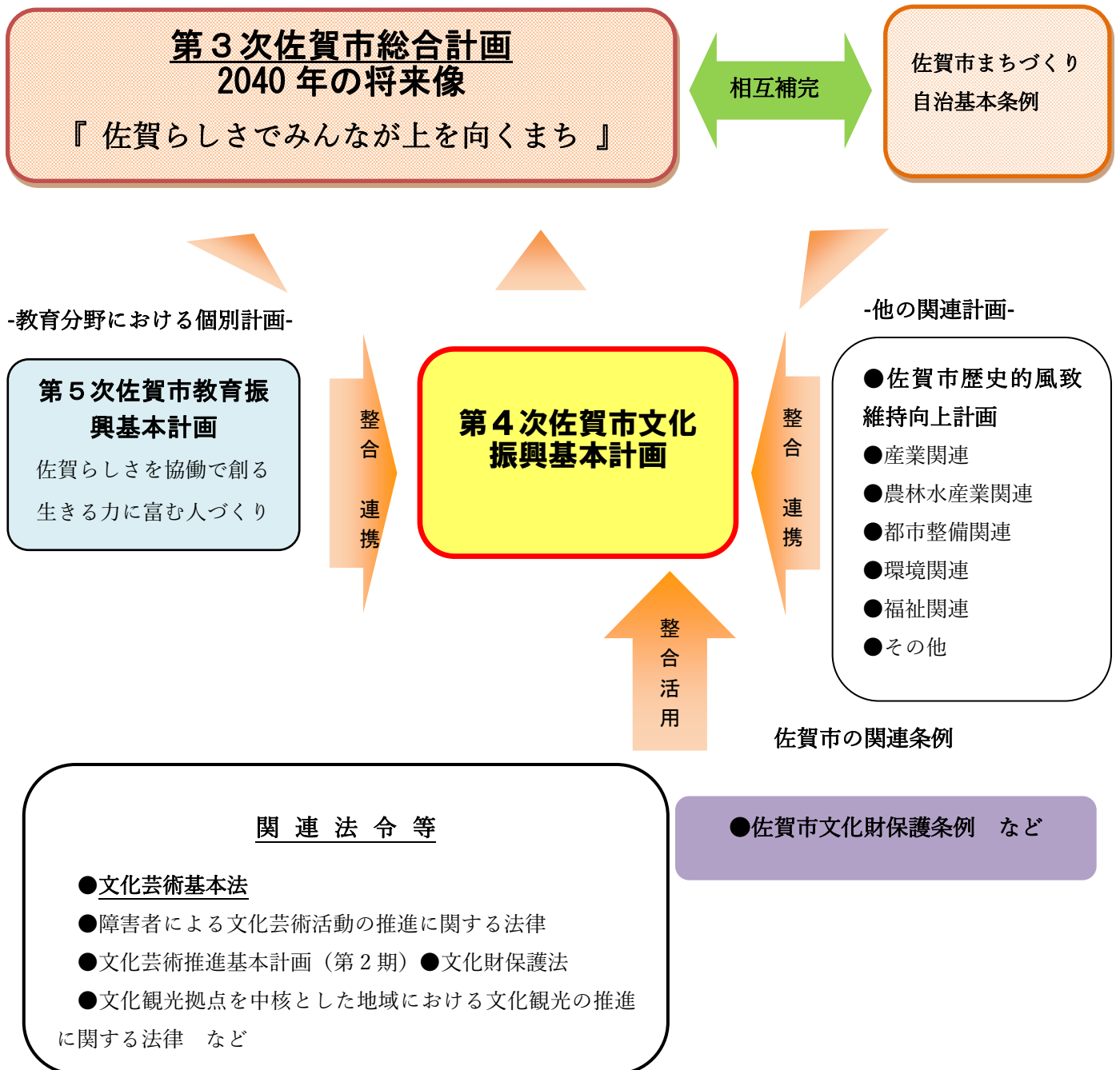
4. 地域の個性を大切にす、文化のまちづくり

- ・文化情報の発信
- ・身近な場で文化にふれることができる場所づくり
- ・利用しやすい文化芸術活動の施設などの整備
- ・観光資源としての活用推進
- ・企業、大学との協働による文化振興
- ・魅力的なランドマークの発掘

6. 計画の位置付け

本計画は、第3次佐賀市総合計画において、「文化の魅力を高め未来へ」と示されている施策を踏まえ策定するものです。

また、本計画は、文化芸術基本法第4条「地方公共団体は、基本理念にのっとり、文化芸術の振興に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。」に基づく計画として位置づけています。



7. 計画の期間

本計画の期間は、2026年4月から、2031年3月までの5年間とします。

	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度	2030年度	2031年度	2032年度	2033年度	2034年度	2035年度	2036年度	2037年度	2038年度	2039年度	2040年度
第3次佐賀市総合計画 (2025~2040)																
基本計画																
総合戦略																
第4次佐賀市文化振興 基本計画																
佐賀市歴史的風致維持 向上計画 第2期 (2022~2031)																
文化芸術推進基本計画 第2期 (2023~2028)																